

古河基署発0302第1号
桐生基署発0302第1号
令和5年3月2日

事業主団体 各位

古河労働基準監督署長

桐生労働基準監督署長



荷役作業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より、労働基準行政の運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年2月24日、茨城県古河市内において、群馬県みどり市の事業場に所属のトラック運転者が荷下ろし作業中に死亡する労働災害が発生しました。詳細は調査中ですが、本災害は着荷主構内においてフォークリフトを用いた荷下ろし作業中、何らかの要因でフォークリフトに積まれた荷とトラックの荷台にトラック運転者が挟まれ窒息等により死亡したものです。

陸上貨物運送事業における労働災害は、近年、増加傾向にあり、その7割は荷役作業で発生しているところですが、重大な結果となった今般の労働災害に鑑み、この度、陸上貨物運送事業者及び荷主事業場をはじめとする荷役作業を行う全ての事業場に対し、荷役作業中の同種災害を発生させないことを期して、緊急要請することといたしました。

貴団体におかれましては、背景等をご賢察の上、同封する「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のパンフレットをご参照いただき、同ガイドラインに則した荷役作業における労働災害防止対策の推進について会員事業場への周知・啓発をお願いいたします。

また、荷役作業を陸上貨物運送事業者に行わせる荷主に対しては、同封する荷主向けリーフレットを活用し、荷主の立場での荷役作業における労働災害防止対策への取組みの協力方、依頼いただきますようお願いいたします。